

大相撲の松翁

根 間 弘 海*

1. 本稿の目的¹

本稿の目的は8代庄之助以降どの木村庄之助が松翁になったか、その松翁の意味内容はどのように変化したかを調べることである²。具体的には、たとえば、次のような点を中心に調べる。

- (1) 8代庄之助の松翁は隠居号だったか。番付の松翁も隠居号か。隠居していたときも「年寄木村松翁」を名乗っていたか。それを裏付ける証拠はあるか。
- (2) 11代庄之助の戒名には、8代庄之助と同じように、「松翁」の文字が含まれている。11代庄之助も引退後、松翁を名乗っていたか。戒名以外にそれを裏づける証拠はあるか。
- (3) 13代庄之助は引退後、「年寄木村松翁」となっている。それを裏付ける証拠はあるか。現役中は「松翁」を名乗らなかったか。
- (4) 14代庄之助は現役中に亡くなっている。現役中、松翁を名乗っていたか。それを裏付ける証拠はあるか。
- (5) 15代庄之助は現役中に亡くなっている。現役中、松翁を名乗っていたか。それを裏付ける文献はあるか。
- (6) 14代庄之助と15代庄之助は襲名と同時に松翁を兼務していたという指摘も

*専修大学名誉教授

ある。それを裏付ける証拠はあるか。

- (7) 松翁が庄之助の年寄名の別称となったり、隠居行司の制が廃止されたりしたのは、どの庄之助のときか。
- (8) 16代庄之助は明治31年の襲名時、15代庄之助と同様に、松翁を名乗れたか。それを裏付ける証拠はあるか。
- (9) 16代庄之助は襲名後の明治33年1月に松翁を兼務したという指摘もある。それを裏付ける証拠はあるか。
- (10) 20代庄之助の松翁は名誉号である。これは従来の松翁と概念が大きく異なる。吉田司家がなぜ従来の「松翁」を名誉号として授与したのだろうか。

これまで、松翁に関し詳しく扱ってある論考としては、池田著『大相撲ものしり帖』（1990）の「行司・木村松翁とは？」（pp.191-5）がある。この論考にはどの庄之助が松翁を名乗ったか、またいつ名乗り始めたかについて具体的に記されている。ところが、その結論に至る資料名や文献名が提示されていないため、その真偽を確認できないものがいくつもある³。『大相撲ものしり帖』以外にも松翁について記述してある文献はあるが、参考にした文献を提示してあるのは非常に少ない⁴。松翁のことを深く追求したい人にとって、これは不幸なことである。そういう状況を避けるため、本稿では参考にした資料名や文献名はできるだけ詳しく提示してある。それでは、これから松翁を名乗った個々の木村庄之助を見ていくことにしよう。

2. 8代庄之助と松翁

8代庄之助は文政7年正月場所を最後に引退し、しばらく隠居していた。隠居名は「木村喜左衛門」だった。ところが、天保6年正月には土俵に復帰している。隠居行司が土俵に復帰したのは、当時、行司界で人事をめぐ

りトラブルがあったらしいが、その詳細は必ずしも明らかでない⁵。復帰後の番付では中央部の上段に一人「喜左衛門再勤 木村庄之助」として記載されている。その状態は1年続き、翌年の天保7年2月には木村庄之助から「木村松翁」に改名している。この番付で初めて松翁という行司名を見るのである。木村松翁は天保12年11月場所を最後に引退している。その後、3年ほど隠居生活を送り、天保15年9月に亡くなっている。

天保7年2月から天保12年11月の番付では、中央部の上段に「木村松翁」として書かれているが、その文字は左側の木村庄之助よりも大きく、肉太である。木村庄之助よりも松翁が上位にあることは確かだが、その松翁という名前は8代庄之助の栄誉を讃えるための称号ではない。それは二人の木村庄之助を区別するための名称である。たとえば、大村筆『大相撲』（昭和37年〈1962〉2月号）の「庄之助の正しい代数」にもそのことは指摘されている。

「おそらく天保の庄之助の松翁なる名称は庄之助の隠居名で、番付面に庄之助二人を併記する不都合上生じた尊称と解すべきこと（後略）」(p.103)

天保7年2月から天保12年11月の番付に記載されている「松翁」という名称は、8代庄之助の隠居名を使用したわけでもない。というのは、文政7年正月後に引退し、隠居していたときは「木村喜左衛門」だったからである。また、天保6年正月に土俵に復帰したときの番付では「喜左衛門再勤 木村庄之助」と記載されている。天保6年10月場所でも「木村庄之助」の名前である。その翌場所、つまり天保7年2月に「木村松翁」に改名している。隠居していたときに使用した名称は「木村喜左衛門」だけである。それまでに隠居名「木村松翁」を名乗ったこともないことから、天保7年2月から天保12年11月までの「木村松翁」は隠居名でないことになる。天保12年11月後に引退してからも「木村松翁」を名乗っていたなら、それは隠居名となるので、それ自体は何も問題にならない。しかし、隠居後にも

「木村松翁」を名乗っていたのだろうか。それについて調べてみよう。

8代木村庄之助の「松翁」について、吉田著『原点に還れ』（平成22年〈2010〉）に興味深い記述がある。

- (a) 「吉田司家がこれまで認めた『松翁』は二人で、最初は天保七（1836）年から同十二年まで二十世追風善左衛門が許した八代目木村庄之助（中略）であるが、『松翁』の承認証が出たのは二十代木村庄之助だけである。この『松翁』とは贈られる尊称である。」（p. 108）
- (b) 「（前略）庄之助は、隠居して木村喜左衛門と名乗り、天保6（1835）年正月に再勤した。この時は、実子の正助が10代目庄之助の時代で、のち天保7年から同12年まで21世追風が許した木村松翁として行司の最高の栄位を飾り、先年の汚名を見事に返上することが出来たのである。」（pp. 190-1）

番付に「松翁」という名称を使用することについては、吉田司家と相談した可能性が高いが、「行司の最高の栄位を飾り」の部分は事実を正しく反映していないはずだ⁶。

まず、8代木村庄之助の「松翁」という名称の使用に関しては、吉田司家の許しを受けていたかもしれない。それを伺わせる背景があるからである。この木村庄之助は現役中、吉田司家の意に背く行為を犯している⁷。その行為に対して、吉田司家が怒り、木村庄之助の行司職を辞めさせようと動いたことがある。しかし、吉田司家は木村庄之助の権威を考慮し、けん責で留めている。これに関連して、吉田著『原点に還れ』には次のように書いている。

「今度の不埒の所業に対しては、相撲行司の免許取り上げのはずのところ、家柄に対し、今度は右の処置を差し止めおかれるが、下しおかれた細川家の御紋所だけは召し上げられる」（p. 190）

木村庄之助（8代）に対する戒告書の写しもその本の中で掲載されてお

り、木村庄之助がトラブルに巻き込まれたことは確かである。その後、木村庄之助はこの出来事を深く反省し、吉田司家の意に背かないように心がけていたに違いない。木村庄之助が「松翁」を番付に記載するに際しても、それを使用する許可を吉田司家に打診したに違いない。その許可を得て初めて、番付に記載したと考えるのが自然である。当時は、吉田司家の権威は絶大だったので、行司が異常事態を乗り切るのに吉田司家と相談していたに違いない。

しかし、当時、松翁という名称に行司の功労に対する称号として意味があったかとなると、それはなかったと答えざるを得ない。のちの20代庄之助の名誉号「松翁」のように、8代庄之助の「松翁」も同じ名誉号だったわけではない。当時の「松翁」はもう一人の木村庄之助と区別するための名称だったにすぎない。

8代庄之助は天保12年11月後に引退したが⁸、隠居していても「年寄木村松翁」を号していたという文献もあるし、そうではなく「木村松翁」を号していたという文献もある。また、隠居名の有無について何も言及しない文献もある。したがって、隠居名に関しては少なくとも三通りの見方がある。

(1) 隠居名「年寄木村松翁」

たとえば、池田著『大相撲ものしり帖』（1990, p.192）⁹。

(2) 隠居名「木村松翁」

たとえば、「行司の代々」（『大相撲人物大辞典』, p.686）。

(3) 隠居名はなかった。これを明確に唱えた文献はない。

どちらが正しいかを判断するのは難しい。当時の資料で確認できないからである。しかし、「年寄木村松翁」が正しいのではないかと推測している¹⁰。というのは、当時は隠居後も年寄として一定の影響力を保持していたと推測できるからである。当時は、行司の定年制がなく、引退後も「年

寄」として身分が保証されることがあったようだ¹¹。それがのちの「隠居行司の制」に相当するものかもしれない¹²。そのようなしきたりがあったことを示唆する明治40年代の新聞記事がある。

- 『東京朝日新聞』(明治43年7月13日)の「松翁襲名の内定(木村庄之助の引退)」
「東京角觥の立行司木村庄之助(16代庄之助:本稿)は先頃来退隱の念を抱き、退隱後は先代松翁(15代庄之助:本稿)の年寄名義を継続して年寄の班に入りたしとて協会に向かって内願中なりしことは既記を経たり。そもそもこの松翁というは三代目庄之助が功勞によって特に許されたる一代年寄なりしが、のち襲名者ありて永代年寄格となりしなり。されどもこの松翁を襲がん者は十分の年功を要するにより多くは庄之助にて死亡し、松翁は全く名目のみとなりたり。」

この記事中の「既記を経たり」とは、次の記事を指している。

- 『東京朝日新聞』(明治43年5月12日)の「角界雑話」¹³
「木村庄之助(16代:本稿)は近々行司を廃業し、久しく中絶した木村松翁の名跡を襲ぎたいと言っている。この松翁はかつて斯道の功勞者として角觥会所より一代年寄を許された者で、その年寄は永遠に伝わらぬことになっているから、現代庄之助がこれを襲げば年寄にはならぬわけであるが、同人も斯道に精通し、先代高砂に随って艱難せし者ゆえ、特典をもって襲名とともに年寄格をも許してやろうではないかとの議が有力者間にある」

「隠居行司の制」に相当するしきたりがいつ始まったかははっきりしない。「三代目庄之助」がどの行司を指しているか、不明だからである。「十三代目庄之助」の誤植だとすれば、14代庄之助と15代庄之助は現役で死亡し、永代資格者に相当しない。死亡した二人の庄之助を「多くは庄之助にて死亡し」と表現するのも不自然である。

それでは、「一代年寄」の始まりは8代庄之助までさかのぼるだろうか。

8代庄之助を「三代庄之助」と間違えて表記するのは不自然である。「8代」と「13代」では活躍の時代が離れすぎている。しかも、8代庄之助は現役で「松翁」を名乗っていた。隠居名を「松翁」と名乗っていたとしても、それ以前からその名前で行司を務めている。引退後に「功労によって一代年寄」となり「松翁」を許されたわけではない。

このように、どの庄之助から引退後に「一代年寄」の称号「松翁」を許されたのかははっきりしない。この記事の「三代庄之助」を13代庄之助の誤植だとすれば、一代年寄の初めは13代庄之助となる。しかし、この8代庄之助が引退後も「年寄木村松翁」を名乗っていたとすれば、8代庄之助が初めての「年寄木村松翁」となる。13代庄之助が初めて「一代年寄としての木村松翁」を許されていたとしたら、その後にはそのような庄之助はいないことになる。14代庄之助と15代庄之助はともに現役でなくなっているからである。15代庄之助は現役で年寄としての「松翁」を名乗っているが、それは功労によって許されたわけではない。当時は、現役の木村庄之助の年寄名として「木村松翁」を名乗ることができた。つまり、「木村松翁」は木村庄之助の年寄名の別称だった。

なお、8代庄之助の実子・11代庄之助も引退後に松翁を号していたかもしれない。それを示唆する資料がある。たとえば、玉泉院の過去帳の戒名によると、8代庄之助は「鷲峰院松翁日住信士」、11代庄之助の戒名は「本理院松翁日照信士 文久二年十二月六日（俗籍）松翁」とそれぞれ記載されている（『相撲の史跡（3）』、pp. 31-2）。二人の戒名に「松翁」が含まれている。もしその「松翁」が隠居名を継いだのであれば、11代庄之助も松翁を名乗っていたことになる。それともそれは隠居名の踏襲ではなく、実子であることを意味しているのであろうか。11代庄之助の戒名で「松翁」が書かれている理由は不明だが、今後その意味を吟味する必要があるかもしれない。

小池筆『年寄名跡の代々（87）—木村瀬平代々の巻（中）』（『相撲』、1996

年12月号, p.157) では、11代庄之助は2代目木村松翁だと指摘しているが、それも戒名に基づくものである。そうなると、11代庄之助が「松翁」を名乗ったのは、8代庄之助の隠居名を受け継いだことになる。これが正しいければ、8代庄之助は隠居後も「木村松翁」を名乗っていたことの証拠となる¹⁴。現役中の「木村松翁」を受け継いだというより、隠居後の「木村松翁」を受け継いだとするのが自然だからである。今のところ、11代庄之助の「松翁」は戒名に基づいているが、これ以外にもそれを裏付ける資料が見つかるかもしれない。

8代庄之助が松翁だったことは番付で確認できるので、その確認のためだけなら他の資料は要らない。しかし、参考までに、他の文字資料も紹介しておく。それは立川焉馬作『当世相撲金剛伝(東)』(天保15年)である。それには木村市之助(のちの13代木村庄之助)を「木村松翁門人にて浦風林右エ門が取立、幼名幸太郎又小太郎」として紹介している。この「木村松翁」とは、8代木村庄之助のことである。それが現役中の番付名なのか、それとも隠居名なのかははっきりしないが、前者ではないかと推測している。これは今後吟味する必要があるかもしれない。

3. 13代庄之助と松翁

13代庄之助が引退後に「年寄木村松翁」だったことは、たとえば、武生風土記編さん委員会編『武生風土記(続編)』(武生市文化協議会, 昭和54年)の中で確認できる¹⁵。

「明治11年 木村松翁となり70歳余」(p.428)

これは明治9年番付表の裏面に書かれていて、その番付と裏面の文字の写真も掲載されている。13代庄之助は現役を引退した後で、故養父の8代木村庄之助の跡を継いで「年寄木村松翁」を許されている。

〔(前略) その後、間もなく、『庄之助』を次代に譲り、亡養父の跡を継いで、年寄木村松翁となった (後略)〕 (p.418)

この「亡養父の跡を継いで」という表現から判断すれば、8代庄之助も引退後に「年寄木村松翁」だったに違いない。それが正しい解釈ならば、13代庄之助は8代庄之助に続く二代目の「年寄木村松翁」だということになる。この場合は、11代庄之助（8代庄之助の実子）は除外されている。先にも述べたように、この行司が引退後、「年寄木村松翁」だったか、そうでないかは今後、吟味する必要がある¹⁶。

13代庄之助が引退後に「年寄木村松翁」だったとする文献は他にもある¹⁷。たとえば、次の文献もそうである。

- (1) 池田著『大相撲ものしり帖』(1990, p.193)
- (2) 『大相撲人物大事典』(2002, p.79)

この二つの文献ではそれを裏付ける出典が明記されていない。したがって、先に示した『武生風土記（続編）』と同じ結論であり、引退後に「年寄木村松翁」を名乗ったことは確かである。13代庄之助は現役中「木村松翁」を名乗っていないはずだ。というのは、当時、木村庄之助は現役中、年寄「木村庄之助」と年寄名の別称「木村松翁」を兼務できなかったからである。当時は、定年制がなく、引退し、隠居すれば年寄として何らかの権限を与えられていた。一定の給金も支給されていたようだ。

この給金のことを裏付ける記述は、明治40年代の新聞記事によく見られる。江戸時代や明治時代では「松翁」の意味内容や制度に違いがあるが、引退後の年寄「木村松翁」は何らかの給金を受けていた。たとえば、次の二つの記事でもそれは読み取れる。

- (1) 『国民新聞』（明治43年5月2日）の「相撲だより—隠退後の庄之助」
〔(前略) 庄之助（16代庄之助：本稿）としては自ら隠退すべきはむしろや

むを得ぬことながら、目下協会の規約に年寄は88人と頭数をかぎり、庄之助も行司のほか年寄としてその中にあり、給金18円の配当をもらって細い^{けわり}烟をあげおる次第なるが、今、庄之助が隠退すれば、彼は協会以外の者となり収入無きに至るべければ、協会も彼の隠退につき種々な考案を廻らし頭たつたる所にては50年余の功勞者なれば、情義を重んじて何とか養老の策を与えやるべしとの議論をなすものもあるも、過半数は規約をそのままにして適用して、隠退と同時に無関係者とすべしと主張する者あり。庄之助は目下木村家にて廢家となりおる庄翁を復活すべく運動しおるが、多分成立すべし。」

- (2) 『東京日日新聞』(M43.7.5)の「庄之助隠退せん 一年寄行司名義を再興す、庄之助は庄三郎なる」

「東京大相撲立行司木村庄之助氏(16代庄之助：本稿)は何分老年のことゆえ、先頃来退隱の意ありしも、去る31年先代庄之助(15代庄之助：本稿)没後、隠居行司の制を廢して、庄之助・伊之助の名義を一代年寄として勸進元及び大場所の利益配当をなすこととせしため、今日まで勤め来たりしところ、近来殊に足許危うくなりしより、遂に退隱の決心をなし、特別の待遇をもって、旧規定なれば、庄之助の当然継ぐべき庄翁の名を襲うことを希望したり。これに対して協会においては永年の功勞とまた無き名行司なれば、今回に限り、これを許可せんとの衆説略一致したるをもって12月大相撲一行の帰京を待ちて、これを決すべく伝えらる。而して庄之助の名は庄三郎が襲うべく、また先ごろ亡くなりし式守伊之助(8代伊之助：本稿)に対しては永浜鬼一郎の年寄行司名を与え、伊之助の名は多分木村進に廻るべしと」

いずれの記事も、16代庄之助が引退後に経済的に何らかの支援が得られる策を検討している。結果的に16代庄之助は松翁にならなかったが、引退

後に「年寄木村松翁」になれば経済的支援が得られたことは間違いない。それは、当然、13代庄之助の時代にも生きていたと判断してよい。引退後の「年寄木村松翁」を認めるのは、当時の相撲協会である。

4. 14代庄之助と松翁

池田著『大相撲ものしり帖』（1990年，p.193）によれば，14代庄之助は明治10年1月に庄之助の襲名と同時に木村松翁も兼務している。これは二つのことを指摘している。つまり，一つ，14代庄之助は木村松翁だった。もう一つは，庄之助の襲名と同時に松翁でもあった。しかし，どちらの場合も，それを裏付ける証拠は提示していない。実は，14代庄之助が松翁だったことを積極的に否定する文献もない。

松翁を名乗ったとする文献はいくつかある。そのような文献には，たとえば，次のようなものがある。

- (1) 酒井著『日本相撲史（中）』（p.77）¹⁸。
- (2) 大村・池田筆「（特別レポ）木村庄之助代々」（『大相撲』昭和35年7月号，pp.100-1）。
- (3) 国立筆「松翁という名について」（『大相撲画報』（昭和36年9月，p.39）¹⁹。
- (4) 小池筆「年寄名跡の代々〈181〉一尾上代々の巻〈3〉」（『相撲』平成16年10月号，pp.137-8）。

14代庄之助が「松翁」だったとする根拠としては，たとえば，『角觥金剛伝』（明治18年）の力士「千勝森金之助」を紹介した記述がよく取り上げられる²⁰。

• 千勝森の紹介記事

「下野の国茂木の産にして故木村松翁の門人はじめ境野，今千勝森と改め，前より取り登る」

国立筆「松翁という名について」『相撲』（昭和36年9月号）では、次のように述べている。

「二人目の松翁15代庄之助については、最近14代目が松翁で、15代目でないという異説が出た。その理由は明治18年6月に刊行された『角觥金剛伝』中、幕下力士の千勝森金之助の略歴に、『.....故木村庄翁の門人.....』と記されているためである。14代庄之助は、この金剛伝が刊行された年の1月限り番付から姿を消し、4月20日に没している。15代目はこの年の5月番付に庄三郎改め庄之助と出ているから、この庄翁は15代目でないことはたしかである。」(p.39)

この記事ではその師匠が14代庄之助だと明確に記していないが、文脈から判断して14代庄之助である。14代・15代庄之助の「松翁」は木村庄之助の年寄名と考えてよいと記してあるからである²¹。すなわち、14代庄之助は「年寄松翁」であり、千勝森はその門人である。その判断が正しいかどうかは、その松翁がどの庄之助を指しているかによって決まる

「故木村松翁」が14代庄之助だと解釈すれば、この行司は現役で「松翁」を名乗っていたことになる。14代庄之助は明治17年8月に亡くなり、『角觥金剛伝』は明治18年6月に出版されている。本の出版は亡くなってから、それほど経過していない。千勝森の直近の師匠が「松翁」だったので、普通なら14代庄之助とするのが自然である。しかし、二人とも亡くなっているし、13代庄之助は引退後に「年寄木村松翁」となっていた。その名称を尊重して、13代庄之助のことを「故木村松翁」として記したかもしれない。

本稿はこの「故木村松翁」が13代庄之助を指しているかもしれないことを指摘しておきたい。力士・千勝森は慶応3年11月に境野として序ノ口に出ているが、その時の師匠は13代庄之助だった。13代庄之助は明治9年の4月に土俵を退き、12年に亡くなっている。引退後に「年寄木村松翁」を号している。千勝森は明治9年以降に14代庄之助の門下に入ったかもしれない。そうすると、千勝森は結果として二人の師匠の門人になったことに

なる。『角觥金剛伝』が発行されたときは、すでに二人の師匠は亡くなっている。最初の師匠は引退後に「松翁」となっているが、『角觥金剛伝』（明治18年6月）はその名称を重んじ、それを使用したかもしれない。もしその解釈が成り立つなら、千勝森の師匠は13代庄之助となる。

もし、ここで指摘しているように、「故木村松翁」が13代庄之助を指しているとするれば、14代庄之助が松翁だったことを証明するには、『角觥金剛伝』以外の証拠を提示しなければならない。また、池田著『大相撲ものしり帖』に述べてあるように、14代庄之助が襲名と同時に松翁を兼務していたということは正しくないことになる。14代庄之助はもともと松翁を名乗っていないことになるからである。このような問題が起きるのは、もちろん、14代庄之助が松翁だったとする証拠が『角觥金剛伝』以外にないからである²²。これ以外に証拠があれば、この問題は容易に解消する。

14代庄之助は明治17年8月、現役中に亡くなっているのも、もちろん、引退後の隠居名「年寄木村松翁」を名乗っていない。『大相撲ものしり帖』にあるように、庄之助襲名と同時に木村松翁も兼務したのなら、14代庄之助の襲名時点では隠居名「年寄木村松翁」は廃止されていたことになる。これは次の二つの疑問と関連する。

- (1) 「年寄木村松翁」はいつ廃止されたか。
- (2) 「木村松翁」は庄之助の年寄名の別称としていつ許されたか。

13代庄之助は明治12年9月に亡くなっているのも、亡くなるまで松翁を名乗っていたに違いない。14代庄之助は13代庄之助が生存しているあいだ、年寄の別称「松翁」を名乗っていないはずだ。二人の庄之助が同時に「年寄木村松翁」を名乗るのは不自然だからである。つまり、明治10年1月から12年2月まで二人の松翁はいなかったはずだ。14代庄之助が年寄名「松翁」を名乗ったとすれば、明治12年9月以降ではないだろうか。そうになると、『大相撲ものしり帖』の説は間違っていることになる。この指摘が正

しいかどうかはわからない。それを否定する証拠を提示できないからである。問題提起をしながら、それを解決できないのは残念である。『角觥金剛伝』の「故木村庄之助」がどの庄之助を指しているかが必ずしも明確でないし、それ以外に14代庄之助が松翁だったことを示す確証もないからである。

14代庄之助が木村松翁を名乗っていたか、またいつから名乗ったかを示す証拠は必ずしも明白ではない。14代庄之助の場合、『角觥金剛伝』以外に確かな証拠が提示できず、本稿ではこの二つを間違いのない事実として提示できなかった。本稿の解釈は間違っているかもしれない。それも含めて、問題の解明には今後の研究を俟つことにする。

5. 15代庄之助との松翁

15代庄之助が現役中に「松翁」だったことを確認できる文書はいくつかある。たとえば、明治23年6月の「棧敷契約証書」もその一つである²³。この文書の中で芸名「松翁」が見られる。

• 棧敷契約証書の松翁（明治23年6月）

「東京府武蔵国東京市本所元町十六番地平民角觥営業 芸名松翁
東京大角觥協会会員 深山庄三郎 伍拾年拾箇月 』

この「芸名」は年寄名のことであり、年寄名として「松翁」を名乗っている。つまり、木村松翁は木村庄之助の年寄名であり、別称である²⁴。この文書で15代庄之助が現役で年寄名・松翁を名乗っていたことが確認できるだけで、いつからそれを名乗れるようになったかはわからない。実は、これを知るには少なくとも二つのことを検討しなければならない。

- (1) 隠居行司の制が廃止されたのは14代庄之助のときか、それとも15代庄之助のときか²⁵。

- (2) 年寄定員が定まったのは明治22年だが、そのときに隠居行司の制は廃止されたか。

いずれも隠居行司の制がいつ廃止されたかと密接に関係している。なぜなら隠居行司の制を廃止するのに伴い、松翁が庄之助の年寄名の別称となっているからである。すなわち、隠居名・年寄木村松翁を廃止する代わりに、現役の木村庄之助が年寄名・木村松翁も兼務するようになっている。その変化が14代庄之助のときなのか、それとも15代庄之助のときなのかということになる。これまで見てきたように、14代庄之助のときだとする文献もあるが、14代庄之助の松翁を認めないような文献もある。

隠居行司制の廃止に関する資料に関しては、年寄定員が88名と定まった明治22年が解明のカギとなる。というのは、そのとき年寄名簿に木村庄之助だけが記載されているからである。このことは隠居名・年寄木村松翁は除外されたことを意味する。それでは、明治22年になって初めて隠居名・年寄木村松翁は廃止されたのだろうか。実は、そうではないようである。というのは、明治19年の年寄名簿にも木村庄之助しか記載されていないからである。つまり、明治19年にはすでに隠居名・年寄木村松翁は廃止されていたに違いない。さらに、あとで見るように、『都新聞』（明治43年4月29日）には明治18年に15代庄之助は現役のまま年寄にし、松翁を廃絶したという趣旨の記述がある²⁶。これらの資料を勘案すると、15代庄之助が庄之助を襲名した頃に隠居名・年寄木村松翁は廃止されたとするのが自然である。したがって、隠居名が廃止されたのは14代庄之助のときではなく、15代庄之助のときだということになる。この結論が正しいかどうかは、今後の研究に俟つことにする。

明治23年の「棧敷契約証書」に記されている年寄名「松翁」は、年寄名簿には記載されていない。明治19年2月の「角觥仲間申合規則第12条」に示されている年寄名簿には木村松翁という名義はないからである²⁷。それ

には木村庄之助の名義だけがある。また、明治22年に改定した「東京大角力協会申合規約第47条」では年寄定員が88名に限定されているが、その中にも木村松翁は記載されていない。つまり、明治19年と22年の年寄名簿には木村松翁という名義はないのである²⁸。それにもかかわらず、15代庄之助は年寄名「松翁」を名乗っている。その当時は松翁が庄之助の年寄名の別称としてみなされていたからである。

大村筆「庄之助の正しい代数（上）」『大相撲』（昭和37年2月号）に15代庄之助と吉田司家の関係が書かれている。

「吉田家の記録には（15代庄之助に：本稿で補足）松翁の号を贈るといことが書かれているようだ」（p.103）

15代庄之助に松翁を贈ったという記録が吉田司家にあるようだが、そういう記録はないはずだ。これはおそらく、15代庄之助に准紫房を授与したと混同しているに違いない。白糸が1，2本混じった准紫房を明治23年の九州巡業で吉田司家は15代庄之助に初めて授与している²⁹。

本稿では年寄木村松翁の名義を排除したのは遅くとも明治22年だとしている。その年に年寄定員が限定され、木村庄之助が年寄を兼ねることになったからである。実際は、明治19年以前だったはずだ。明治19年の年寄名義には木村庄之助はあるが、木村松翁はないからである。もともと木村松翁が年寄名簿になかったかもしれない。引退後の「年寄木村松翁」を「年寄」と呼んでいたために、それをあたかも年寄名跡の一員であるかのように誤解していたかもしれない。引退後の「年寄」を現役の「年寄」と異なる名で呼んでいたら、誤解を招くこともなかったはずだ。いずれにしても、明治19年以前に、引退後の「年寄木村松翁」は廃止されていたに違いない³⁰。

ところが、隠居行司の制を廃止した年月に関しては、明治18年とするものと明治31年とするものがある。

（1）『都新聞』（明治43年4月29日）の「松翁とは何か」³¹

「松翁とは、行司木村家の年寄名、長浜は式守家の年寄名にて今より25年前薬研堀庄之助が松翁と称し、相撲道の枢機に参与し、なかなかの識見を有していたが、年寄の数88人と制限し庄之助、伊之助共に現役のまま年寄に参入せしめたため、松翁、長浜の両名家いずれも廃絶に帰したるが、庄之助（16代庄之助：本稿）より引退と共に松翁の再興ありたき旨、申し出でありたるに付き、協会にても同人が多年の功勞に酬いるため、今度いよいよ松翁、長浜を再興して90名となすこととほぼ決定し、この本場所中に庄之助が松翁を継ぐに至るべし」

これによると、年寄定員が88名に限定されたとき、庄之助が現役のまま「年寄」になっている。同時に、年寄名跡にない松翁も兼務している。この松翁が庄之助の年寄名の別称である。つまり、松翁という名は年寄名簿には記載されていないが、年寄名の別称として名乗ることができた。隠居行司の制も廃止されているので、引退後に「年寄木村松翁」を名乗ることはできない。

- (2) 『東京日日新聞』（明治43年7月5日）の「庄之助隠退せん 一年寄行司名義を再興す、庄之助は庄三郎なる」

「東京大相撲立行司木村庄之助氏（16代庄之助：本稿）は何分老年のことゆえ、先頃来退隱の意ありしも、去る31年先代庄之助（15代庄之助：本稿）没後³²、隠居行司の制を廢して、庄之助・伊之助の名義を一代年寄として勸進元及び大場所の利益配当をなすこととせしため、今日まで勤め来たりしところ、近来殊に足許危うくなりしより、遂に退隱の決心をなし、特別の待遇をもって、旧規定なれば、庄之助の当然継ぐべき庄翁の名を襲うことを希望したり。これに対して協会においては永年の功勞とまた無き名行司なれば、今回に限り、これを許可せんとの衆説略一致したるをもって12月大相撲一行の帰京を待ちて、これを決すべく伝えらる。而して庄之助の名は庄三郎が襲うべく、また先ごろ亡くなりし式守伊之助に対しては長浜鬼

一郎の年寄行司名を与え、伊之助の名は多分木村進に廻るべしと」

これによると、明治31年に隠居行司の制は廃止されている。これが正しいとすれば、15代庄之助は現役中年寄松翁を名乗っていないことになる³³。しかし、明治23年の「棧敷契約証書」のように、15代庄之助は現役中「松翁」を名乗っている。したがって、隠居行司が「明治31年」に廃止されたというのとは、間違っていることになる³⁴。

松翁という年寄名は年寄名簿にない名称である。次の新聞記事はそれを示唆している。

(1) 『都新聞』(明治30年12月23日)の「襲名の苦情」

「(前略) 松翁の名は庄之助に付属せる年寄の名にして15代目も協会より免許されたる名義なれば、他の売買の出来る年寄株とは性質を異にする(後略)」

(2) 『東京朝日新聞』(明治30年12月23日)の「角界雑俎」

「(前略) 木村庄之助の別号すなわち年寄名なる木村松翁の分は今回の襲名へは譲位せず云々と苦情を持ち出し、ここに端なく一紛擾を生じしところ、協会にてはなお松翁の別号も庄之助に属しおるものと見做して回答に及び(後略)」

この二つの記事では、15代庄之助の妻が年寄名「松翁」の権利を譲り渡す代わりにそれ相応の代償を支払うようにという苦情を述べている。これに対し、協会は「年寄松翁」は庄之助に付随するものであると答えている。庄之助であれば松翁も自動的に名乗れるが、地位としての庄之助を辞めればその時点で松翁も名乗れなくなる。しかも、すでに隠居行司の制も廃止されているので、年寄木村庄之助としての特権も消失している。15代庄之助が「庄之助」を襲名した明治18年にはすでにこの特権は消失していたに

違いがない。

6. 16代庄之助の松翁

16代庄之助は襲名と同時に松翁も兼務していたのか、兼務していなかったのか、はっきりしない。池田著『大相撲ものしり帖』では、「明治33年1月年寄兼務木村松翁襲名」(p.195)とある。これに関しては、はっきりしないことがある。16代庄之助が襲名したのは明治31年1月であり、松翁を兼務したのが明治33年1月である。この「明治33年1月」は「明治31年1月」の誤植ではない³⁵。なぜ襲名時ではなく、2年後に襲名したのだろうか。それについて、『大相撲ものしり帖』には何の根拠も提示していない。何らかの根拠があってそのように書いてあるはずだが、今のところ、それが見つからない。したがって、明治33年1月という年月が正しいのか、そうでないかはわからない。

16代庄之助は襲名時に松翁を兼務していたと考えることもできる。しかし、それを名乗らなかつただけかもしれない。というのは、15代庄之助は現役中「松翁」を称することができた。年寄名の別称・松翁を廃止するという取り決めがあったかもしれないが、そういう資料を見たことがない。それが正しい見方であれば、16代庄之助は松翁を兼務できたはずである。16代庄之助は松翁を名乗る機会がたまたまなかつたので、それを名乗らなかつたのではないだろうか。また、そういう機会があったが名乗ることに特別のメリットが得られるわけでもないので、それをあえて名乗らなかつたかもしれない。理由が何であれ、16代庄之助は襲名時から松翁を兼務していたはずだ。そういう見方があることを指摘しておきたい。

このように、16代庄之助の年寄名の別称・松翁に関しては少なくとも二つの見方があるが、どちらが正しいかの判断は難しい。どちらの見方にしても、その裏付けとなる根拠がないからである。これは今後の研究課題と

しておきたい。

16代庄之助と松翁の関係で興味を引くのは、明治40年代になって引退を間近に控え、「年寄木村松翁」の復活を請願していることである。16代庄之助は引退すれば経済的に困窮するからである。以前あった隠居行司の制を復活させれば、何らかの経済的支援が得られる。それに対して、16代庄之助の功労を高く評価し、救いの手を差し伸べる策を練っている。その一つとして年寄定員88名に新しく2名を加え、90名にする案である³⁶。この案でいくことに決まりかけていたが、16代庄之助が明治45年1月、急に亡くなったので結果的に実を結ばなかった³⁷。

隠居行司の制を復活する代わりに、新しく2名を年寄名簿に加えようとしている。これは年寄定員が88名と限定されていることと隠居行司の制がすでに廃止されていることと関係している。当時は立行司の定年制はないが完全にその職を引退すれば、協会からの給金は打ち切られる。自立していくだけの経済的基盤がなければ、立ちどころに生活が困窮する。16代庄之助はかなり生活が困窮していた。そのため、すでに廃止されていた隠居行司の制を復活してほしいと請願したのである。

16代庄之助の経済的困窮、年寄定員の2名増加、引退の人事などに触れた新聞記事がたくさんあるが、その一つを示しておく。

- ・『読売新聞』（明治43年7月8日）の「庄之助引退せず」

「立行司木村庄之助は本年夏場所の勸進元を名残りに引退するはずなりしも、同人は有名なる貧乏にて、引退すればその日の生活にも困難する始末に、同人の引退は今一場所延期され、来春は庄之助及び伊之助（故人）の名義をそのまま番付に載せ、来夏、庄三郎、進が両立行司の後を襲うに至るべく、それと同時に88人定員の年寄数を2名増員し、庄之助引退名松翁と伊之助引退名永浜鬼一郎とを再興し、永浜は欠員のままに置き、まず庄之助が松翁を襲名すべしと」

隠居行司の制があった頃、木村庄之助と木村松翁の二人の名義が年寄名

簿に記載されていたのかどうか、必ずしもはっきりしない。明治40年代の新聞記事によると、隠居名の木村松翁もその名簿に記載されていたものとして扱っている。これは事実を正しく反映していないはずである。木村庄之助は江戸末期以降ずっと「年寄」であった。隠居名の「年寄木村松翁」は名義上「年寄」であっても、それは年寄名簿の「年寄」としては加えられていなかったのではないか³⁸。16代庄之助が隠居名「年寄木村松翁」を復活してほしいと請願しても、それはその名義を年寄名簿の一員として記載してほしいと言っていたのではないはずだ。木村庄之助は現役的年寄名、隠居名の木村松翁は年寄名簿に記載されない年寄名を念頭に置いていたかもしれない。

しかし、協会は制度上、隠居名を復活することはできず、それに代わるものとして新しく木村松翁を年寄名義に加えることにしたようである。年寄定員は88名なのだから、加えるとすれば例外扱いをしなければならない。立行司の定年制がなかった当時は、隠居行司の制を活用できたが、年寄定員88名に限定されていることから、協会も16代庄之助の隠居名・松翁を年寄として復活させることには苦慮したに違いない。

いずれにしても、隠居行司の制があった頃でも、隠居名・松翁は年寄名簿に記載された年寄ではなかった。

7. 20代庄之助の松翁

明治40年代は、松翁の年寄名義を復活するかどうかをめぐって話題が盛んになったが、結果的にその名義は復活しなかった。また、明治43年に木村家と式守家が人事で融合し、式守伊之助と木村庄之助の人事が順送り制になった。たとえば、次の新聞記事では准立行司の木村進が式守伊之助を、また式守伊之助が木村庄之助をそれぞれ襲名しようとしている³⁹。

- 『都新聞』（明治44年1月9日）の「相撲だより 〈伊之助の候補者〉」

「故式守伊之助の候補者に木村進がなるともっばら評判されたが最近、庄之助が松翁を許さるるにしても是非今しばらく土俵を勤めさせたいと両横綱から提議があったため、本人も剃髪したに拘わらず、ともかくこの場所だけ庄之助名義をもって勤めることになり、したがって庄之助の跡取り庄之助は順押しに伊之助が襲名し、進が庄三郎（伊之助の地位：本稿）になることに確定した。いずれ本場所打ち上げ後、公にせらるるであろう」

さらに、すでに「隠居行司の制」も廃止になり、「松翁」は庄之助の年寄名の別称になっていた。もともと「松翁」は木村家の年寄名だったが、明治末期にはその存続の意義がなくなっている。その結果、17代庄之助以降は「松翁」を名乗っていない⁴⁰。

ところが、昭和11年1月、吉田司家が20代庄之助に松翁という称号を授与している。これは明らかに、これまでの「松翁」と意味合いが異なるものである。20代庄之助は自著『国技勸進相撲』（昭和17年〈1942〉）の中で、「松翁」について次のように書いている⁴¹。

「松翁の号は必ず相伝するという訳ではありません。即ち、行司として人格技量兼備の名人の尊称として限られた人に贈られるのであります」（p.56）

これは明らかに、以前の松翁とは意味合いが違う⁴²。たとえば、8代庄之助の松翁はもう一人の木村庄之助と区別するための番付名だったし、13代庄之助の「松翁」は引退後に使用したように隠居号だったし、15代庄之助の松翁は木村庄之助の年寄名の別称であった。少なくとも行司としての榮譽を讃えるための尊称ではなかった。

もう一つ興味を引くのは、松翁は吉田司家が授与する称号ではなかった。吉田司家はそれまでの松翁がどういう意味内容のものであるかを熟知していたはずだが、時代の変化の中で新しい概念を導入し、行司の最高位の上

に位置する名誉号としたのである。しかも、引退した後ではなく、現役の木村庄之助に授与している。明治末期から昭和10年までのあいだに、松翁の意味内容が変質したことになる。なぜ変質したかは必ずしも明白でないが、一つには時代の流れの中で本来の松翁の概念が薄れたことによるかもしれないし、松翁を唱えた庄之助が8代、13代、15代庄之助のように長期間行司職にあり、比較的有名だったことによるのかもしれない。16代庄之助の年寄名義・松翁の復活をめぐる、松翁になる庄之助は功労者であるという話が相撲界に伝わっていたかもしれない。

適切な表現ではないが、吉田司家は時代の変化を読み取り、以前あった「松翁」という称号を授与することで、さらに権威を高めている。実際、いつの間にか、松翁という称号は吉田司家によって授与されるものとして理解されている。16代庄之助以前の松翁は吉田司家とは直接関係なかったはずだ。隠居行司の制として特定の庄之助に年寄としての資格を与えることや、庄之助の年寄名の別称「松翁」を唱えることなどは、協会が決めることだった。8代庄之助が松翁という番付名を使用するかどうかに関しては、吉田司家と相談したかもしれないが、それは「松翁」という名称の使用に関するものであり、それ以上のものではなかった⁴³。

20代庄之助の「松翁」は吉田司家が授与しているが、それを申請したのは協会である⁴⁴。その申請を吉田司家が審議し、それを許可している⁴⁵。20代庄之助の松翁は昭和11年1月番付に初めて書かれた。もちろん、番付に松翁の文字が初めて書かれたのは、天保7年2月である。20代庄之助の番付では「松翁 木村庄之助」となっているが、8代庄之助の番付では「木村松翁」となっている。この書き方の違いが、8代庄之助の松翁と20代庄之助の松翁は意味合いが異なることを示していたのかどうかはわからない。

20代木村庄之助以降の木村庄之助にも松翁をめぐる話が文献の中に記されていたり、文字化されていないがうわさとして伝わったりしている。しかし、実際にそれを授与された庄之助は一人もいない。

8. 今後の課題

本稿では確実な証拠に基づかず、間接的な資料から推測していることもある。そのような推測は正しいかもしれないし、そうでないかもしれない。今後、検証する必要がある。本稿で言及しながら、確証を提示できなかった問題点をいくつか指摘しておきたい。

- (1) 8代庄之助が初めて松翁を名乗ったとき、吉田司家と相談したことを裏付ける証拠を吉田著『原点に還れ』以外に見つけること。
- (2) 8代庄之助は引退後、隠居号として「年寄木村松翁」を名乗っていたことを示す証拠を玉泉院の過去帳以外に見つけること。
- (3) 11代庄之助が引退後、松翁を名乗っていたかどうかを判断する資料を戒名以外に見つけること。
- (4) 14代庄之助が松翁を名乗っていたかどうかを判断できる証拠を『角觥金剛伝』（明治18年）以外に見つけること。
- (5) 隠居行司の制がどの行司から始まったかがわかる証拠を見つけること。つまり、13代庄之助からか、それとも8代庄之助からか。
- (6) 松翁が年寄名簿に導入された年月を示す証拠を見つけること。そもそも松翁は年寄名簿に掲載されていたのか、それがわかる資料を見つけること。
- (7) 松翁が庄之助の年寄名の別称になったのはどの庄之助のときからか、それは庄之助襲名と同時に、それとも別々か。それを裏付ける証拠を見つけること。
- (8) 明治22年の年寄定員が88名として限定されたとき、それ以前に庄之助とともに松翁も二つの年寄名義として記載されていたか、それが判断できる証拠を見つけること。
- (9) 年寄名簿から松翁が除外されたとき、同時に松翁は木村庄之助の年寄名の別称となっただろうか、それが判断できる証拠を見つけること。

- (10) 『東京日日新聞』（明治43年7月5日）の「庄之助隠退せん」によると、隠居名の松翁が廃止されたのは15代庄之助の没後となっている。それが真実かどうかを判断する他の資料を見つけること。
- (11) 20代庄之助の名誉号としての松翁は吉田司家によって授与されている。それは従来の松翁の意味合いと大きく異なる。吉田司家はその違いを知りながら、それを授与しているはずだ。その推測が正しいかどうかを判断できる資料を見つけること。

もちろん、松翁をめぐるには他にも疑問点を加えることができる。多くの問題点があることを知りながら、本稿をまとめたのは松翁について十分な研究がほんのわずかしかなかったからである。現段階では資料不足のこともあり、この程度のまとめしかなかった。松翁に関する資料は断片的かもしれないが、どこかに静かに眠っているような気がしてならない。この研究が発端となって松翁の研究がさらに進むことを期待している。

注

- 1 本稿の準備中、大相撲談話会の相沢亮氏に松翁に関する新聞資料や雑誌資料をいくつか提供してもらった。ときどき談話の中で疑問点なども語り合った。相撲博物館にも資料の閲覧でお世話になった。ここに改めて感謝の意を表しておきたい。
- 2 本稿では木村庄之助を単に「庄之助」、木村松翁を「松翁」と簡略化することがある。「木村」を略しても誤解を招くことは少ないはずだ。行司界では式守庄之助とか式守松翁という名称はないからである。
- 3 たとえば、14代庄之助は襲名と同時に年寄木村松翁も襲名したとあるが、それがどの資料に依拠しているかわからない。また、16代庄之助が明治31年1月の襲名時ではなく、2年後の33年1月に年寄木村松翁を兼務したとあるが、その根拠となる資料名はやはり記されていない。そのような結論になるにはきっと何かの資料に基づいているはずだが、それがわからないのである。
- 4 たとえば、『相撲大事典』（2002）の項目「木村庄之助」（pp.78-80）と「松翁」（p.147）や『大相撲人物大事典』（2001）の「木村庄之助代々」（pp.686-91）でもどの参考文献に基づいているかはわからない。しかも、記述内容にも『大相撲ものしり帖』と一致しないものがある。これは明らかに参考文献が違うか、同じでも解釈が異なっている

- ることを示している。もちろん、他にも松翁を扱ってあるものはあるが、その扱いは多くの場合、断片的である。
- 5 天保6年正月から7年2月の番付を比べてみると、上位行司が揃って消え、また元に戻っている。これは人事をめぐって大きな騒動があったことを示唆している。しかし、この騒動に関し、番付以外の文書では確認ができない。
 - 6 松翁が当時、最高の栄誉を讃えるための尊称でなかったことについては、のちに「20代庄之助と松翁」の項で触れることにする。
 - 7 この出来事については『原点に還れ』に書かれているが、私はその詳細についてはあまり理解していない。吉田司家の逆鱗に触れる出来事があり、木村庄之助の職を辞めさせるかどうかを検討している。
 - 8 隠居名松翁の有無について何も言及していない文献も多い。本稿では松翁を名乗っていたが、「年寄」だったかどうかを問題にしている。
 - 9 『大相撲ものしり帖』(p.182)には「(天保：本稿)12年11月かぎりであろうやく隠居、年寄木村松翁として3年後の弘化元年(1844)没(後略)」(p.192)とあるが、「年寄木村松翁」と名乗ったことを示す文献名が提示されていない。そのため、その真偽がわからない。きっとそれを裏付ける文献はあるに違いない。そういう文献を探し求めているが、今のところ、まだ見つかっていない。
 - 10 天保12年以降の資料に引退後の木村松翁について何か書かれたものがないか調べたが、それを見つけることができなかった。『当世相撲金剛伝』(天保15年)に「木村松翁門人」というのがあるが、それは現役中の名称を指しているはずだ。
 - 11 8代庄之助自身も一時隠居名「木村喜左衛門」を名乗り、9代庄之助は隠居名「木村瀬平」を名乗っていた。9代庄之助の頃までは、隠居名の名称は定まっていなかったらしい。
 - 12 この「隠居行司の制」については『東京日日新聞』(明治43年7月7日)の「庄之助隠退せん」にも書かれている。それがいつ始まり、いつ終わったかは不明だが、木村庄之助は引退後にも何らかの権限や役割を振るっていたようだ。この権限や役割の詳細はわからない。
 - 13 16代庄之助の引退に関することはのちに詳しく言及する。ここでは、一代年寄と松翁の関係だけに触れる。
 - 14 8代庄之助は玉泉院の過去帳の戒名で「鷲峰院松翁日住居士 弘化元年九月二十一日」と書かれている(『相撲の史跡(3)』, p.31)。この中の「松翁」は隠居名であろうか。もしそうであれば、8代庄之助は隠居後、その名を号していたことになる。
 - 15 福田源三郎(編)『越前人物志(下巻)』(1972, 明治43年復刻版, pp.155-6)にも同様な記述が見られる。それには「自ら松翁と号し」たとあるが(p.156), 『武生風土記(続編)』にあるように「松翁」は当時の協会も認めている。
 - 16 11代庄之助が引退後に「年寄松翁」を名乗らなかったとすれば、13代庄之助が二代目の松翁となる。しかし、名乗っていたとすれば、三代目となる。どちらが正しいか

- は二代目庄之助の戒名にある「松翁」が何を意味するかによるであろう。もちろん、当時の資料で11代目の庄之助の引退後の様子がわかれば、それは容易に解決できる。本稿の執筆段階では、戒名の「松翁」の意味がわかっていないし、当時の資料も持ち合わせていない。
- 17 『読売新聞』（明治35年7月6日）の「相撲のいろいろ」にも「13代庄之助（後松翁）」とあり、庄之助引退後に「松翁」を名乗ったことが示唆されている。
- 18 これには「14代庄之助は松翁を号していた」とだけ記してあり、その根拠を何も示していない。したがって、『角觥金剛伝』だけに基づくのか、他にも根拠があるのか、わからない。
- 19 筆者名・国立浪史は池田雅雄のペンネームである。したがって、『大相撲ものしり帖』と同一筆者である。「松翁という名について」では「故木村庄之助」を15代庄之助ではないとしていることから、文脈から14代庄之助を指していると判断してよい。
- 20 『角觥金剛伝』（明治18年）以外に、14代庄之助が現役中「松翁」を名乗っていたことを裏付ける証拠があればよいのだが、この原稿の執筆段階ではそのような証拠を見ない。実際、14代庄之助が松翁だったことを認めていない文献もある。たとえば、『相撲大事典』（p.79/p.147）も14代庄之助の松翁について何も言及していない。書き方から判断するかぎり、14代庄之助の松翁は認めていないようだ。もし14代庄之助の松翁を確認できる資料が見つければ、庄之助の別称「松翁」は裏付けられたことになる。しかも、別称が14代庄之助のときに始まったことも確認できることになる。13代庄之助は現役中「松翁」ではなかったからである。
- 21 これは国立筆「松翁という名について」に「14代、15代庄之助は、一昨年（昭和35年：本稿）まで庄之助が親方名を兼ねていたように、年寄名と解釈するのが、どうも常識的に考えて穏当であるようだ」（p.39）と書いている。
- 22 14代庄之助が松翁を名乗っていたことを裏付ける証拠を探しているが、現時点では『角觥金剛伝』以外に見つかっていない。酒井著『日本相撲史』や池田著『大相撲ものしり帖』の記述が別の資料に基づいているのであれば、そのような資料がどこにあるかもしれない。
- 23 この契約書は小池筆「明治23年6月の年寄連名」（『相撲趣味』第110号、平成5年9月、pp.1-7）でその写しが掲載されている。また、松翁に関する枚敷契約書の一部は国立筆「松翁という名について」（『大相撲画報』昭和36年9月号、p39）にも提示されている。
- 24 15代木村庄之助が年寄であることは塩入太輔編『相撲秘鑑』（明治19年、pp.27-8）にも書いてあるが、別称「松翁」については何も言及されていない。
- 25 行司に定年制がなかった頃は木村庄之助の地位を他の人に譲っても、隠居して年寄となることができた。これを「隠居行司の制」と呼んでいるはずだ。しかし、現役の年寄と隠居後の年寄が権限や役割でどのように違っていたかははっきりしない。
- 26 『都新聞』（明治43年4月29日）の「松翁とは何か」に15代庄之助が明治18年に松翁

を名乗ったという趣旨の記述があるが、他の新聞では隠居行司の制はこれと異なる年月の記述もある。どの年月が事実在即しているかは必ずしも明白ではない。本稿では、明治18年が事実を正しく反映しているという立場である。

- 27 特に天保末期から明治19年までの年寄名簿で木村庄之助と木村松翁がどのように記載されていたのかを見ていないので、別々の名義で書かれていたのか、そうでないのかわからない。年寄名簿から木村松翁を排除したという表現があり、それから判断すると、別々の名義として記載されていたようだ。また、明治末期の新聞記事などでは年寄定員88名だが、新たに松翁や永浜（伊之助の年寄名）を加えて90名にするという表現があることから、木村庄之助と木村松翁は別々に記載されていたと推測している。ただ、木村松翁は「隠居行司の制」が廃止されるまでは、隠居した庄之助だけに許された名義だったに違いない。隠居行司の制が廃止されたとき、木村庄之助が年寄名として木村松翁を名乗ることができるようになった。つまり、木村松翁が木村庄之助の年寄名の別称になったというのは、年寄名簿に松翁の名義が記載されることを意味しているのではなく、庄之助の別称として名乗れるということの意味しているに過ぎない。
- 28 明治19年と22年の年寄名簿は、たとえば常陸山著『相撲大鑑』（大正3年）の第9編「相撲協会の組織」（pp.503-23）で見られる。どちらの名簿にも木村松翁という名義はなく、木村庄之助の名義となっている。ところが、式守伊之助の年寄名は永浜鬼一郎となっている。たとえば、水谷編『最近相撲図解』（大正7年）の相撲年寄一覧表（pp.155-8）で見ると、年寄永浜名義は大正7年あたりまでも記載されている。大村筆「行司の系譜—式守家の巻」（『大相撲』、昭和33年12月、p.102）に伊之助が勧進元るときは永浜を称していたと書いてある。同様に、庄之助も勧進元るときは松翁を称したに違いない。
- 29 この准紫房の授与に関しては、たとえば、拙著『大相撲立行司の軍配と空位』（2017）の第1章「紫房の異種」でも詳しく扱っている。
- 30 現役で「松翁」が庄之助の年寄名の別称として使用されていたら、明治23年以前には隠居行司の制は事実上廃止されていたに違いない。そうでなければ、隠居行司の制は明治18年から明治23年の間に廃止されたことになる。『都新聞』（明治43年4月29日）の「松翁とは何か」に書いてあるように、明治18年が事実在即しているかもしれない。それが正しければ、14代庄之助は松翁を名乗っていないことになる。これが事実在即しているかどうかは、もっと吟味しなければならない。
- 31 この新聞記事に年寄定員88名に新たに2名を加えて90名にするという趣旨の記述があるが、これに関しては次の項「16代庄之助と松翁」で少し詳しく扱う。
- 32 15代庄之助は明治30年9月に亡くなっているので、記事中の「明治31年」は「明治30年」の誤植かもしれない。不思議なことに、15代庄之助は明治30年に亡くなっているにもかかわらず、文献では明治31年と書かれていることが多い。たとえば、吉田著『原点に還れ』（p.135）や荒木著『相撲道と吉田司家』（p.201）にも明治31年になっ

ている。

- 33 本稿では『都新聞』（明治43年4月29日）の「松翁とは何か」の記事を正しいものとして採用し、隠居行司の制が廃止されたのは明治18年としているが、それが実際に正しいかどうかは必ずしも明白ではない。もしそれ以前に廃止されていたなら、14代庄之助のときにさかのぼることもありうる。そういう意味で、この明治18年という暦年の真偽は重要である。14代庄之助が松翁を名乗っていたことが確かであれば、明治18年より以前の暦年が正しいことになる。その場合は、本稿で述べていることを修正しなければならない。
- 34 庄之助が現役中に松翁を名乗れるのは、隠居名・木村松翁の制度が廃止されているという前提がある。現役中も隠居後も「年寄木村松翁」を名乗れるとすれば、本稿で述べていることは成り立たない。
- 35 『大相撲ものしり帖』の記述の仕方から判断する限り、これは誤植ではない。なぜなら14代庄之助と15代庄之助では「同時に」が使われているが、16代庄之助ではそれが使われていないからである。なぜ16代庄之助の場合、明治31年1月から33年1月のあいだ、松翁を兼務していなかったかもわからない。これは不思議である。当時の新聞を見る限り（たとえば、『東京朝日新聞』（明治30年12月23日）の「角界雑俎」）、15代庄之助の妻とは明治30年12月までには松翁をめぐるもめ事は解決していた。
- 36 この2名は木村家の松翁と式守家の永浜である。本稿では説明の便宜上、松翁だけに絞っている。
- 37 これに関しては、拙著『大相撲立行司の名跡と総紫房』（2018）の第6章「16代木村庄之助と松翁」に詳しく扱っている。
- 38 幕末から明治19年までの年寄名簿をまだ見ていないのははっきりしたことは言えないが、その名簿には木村庄之助と隠居名の木村松翁の二人が別々の名義で記載されていないものと考えている。もし別々の名義で記載されていたならば、本稿の隠居名の扱いは大きく修正しなければならない。
- 39 実際にそれが実施されたのは明治44年5月場所からである。木村庄三郎（6代）が式守伊之助（10代）を襲名し、その式守伊之助が明治45年5月に木村庄之助（17代）を襲名した。また、木村進が明治45年5月に式守伊之助（11代）を襲名している。このように、明治44年以降、式守伊之助と木村庄之助の襲名が木村姓や式守姓に捉われず、席次に基づく順送りとなった。
- 40 17代庄之助以降の庄之助が松翁を名乗らなかった理由は、池田著『大相撲ものしり帖』（p.195）にも述べられている。そこでは、行司の部屋所属や庄之助襲名と同時に年寄待遇になるので、松翁を名乗らなかったとしている。本稿では木村家と式守家の独立性がなくなり、立行司の式守伊之助と木村庄之助の襲名が席次の順送りになったことが一因としている。
- 41 吉田著『原点に還れ』（p.108）にも松翁という尊称を授与するにはさまざまな要件を満たさなければならないと書いてある。たとえば、木村庄之助であること、行司

として技量、見識ともにすぐれ、そして高潔な人格者で衆望があること、50年以上行司の道に精進し、相撲界のすべてがそれを認めて推薦し、吉田追風が認めることなどとなっている。この著書によれば、その要件を満たすのは8代庄之助と20代庄之助だけである。本稿では20代庄之助以外、尊称としての松翁を名乗った行司は一人もいないとしている。松翁に関する要件が8代庄之助の時代にもあったとするのはかなり疑わしい。『原点に還れ』に述べてある要件が8代庄之助の頃から存在していたとするのも同様に疑わしい。

42 池田著『大相撲ものしり帖』には「当時は（昭和10年ごろ：本稿）明治における庄之助の年寄名「松翁」の事実を認識せず、初代松翁が番付に名を出した天保の番付を見て、名誉の称号と誤認したようで、本人（20代庄之助：本稿）も名誉号と言っていた」（p.195）。この記述によると、協会が松翁の意味内容を誤解していたようだ。吉田司家はそれが間違いであることを知りながら、松翁の号を20代庄之助に授与したかもしれない。それにしても、協会にしても吉田司家にしても、榮譽を讃えるなら松翁以外の名称を用いてもよかったのではないか。しかし、それは結果が出たのに、それに文句を言っているようなものであり、松翁が名誉号に変わったことを事実として素直に認めるのが賢明である。

43 吉田著『原点に還れ』（p.108）によると、吉田司家は8代庄之助のときからずっと名誉号として授与したことになっているが、それが事実在即していないことは確かだ。8代庄之助以外にも松翁を名乗った木村庄之助は何人もいる。

44 『原点に還れ』（p.108）に掲載されている松翁襲名願書を見ると、20代庄之助自身が請願しているが、協会の許しを受けていることは確かだ。というのは、『原点に還れ』に「二十三世追風善左衛門は大日本相撲協会から二十代木村庄之助に『松翁』の襲名承認の申請を受けて、昭和拾年六月、承認証を授与したのであった。」（p.107）とあるからである。以前は、行司の地位昇格の場合も行司個人の名前で願書は提出している。このことは、たとえば『相撲』（1953）の「伊之助回顧録（4）—喜びと悲しみの六十年」（p.106）でも確認できる。

45 『原点に還れ』（p.108）には、20代庄之助は松翁になる吉田司家の要件を十分満たしていることが記されている。23世吉田追風自身も20代庄之助について「人格の高潔、動作の俊敏、頭脳明晰の品位、気位を感じていた」そうだ。『原点に還れ』（p.108）によると、吉田追風家が認めた松翁は8代庄之助と20代庄之助の二人だけである。そうすると、本稿で扱った他の木村庄之助は吉田司家が認めていない松翁だったか、それとも松翁ではなかったことになる。これは明らかに本稿の立場と異なる。そもそも8代庄之助が松翁として番付に記載されたとき、吉田司家が松翁として認める要件を満たしていたために授与されたものだったかどうか疑わしいし、そういう松翁授与の要件がその当時から存在していたかどうかも疑わしい。

参考文献

（雑誌記事類の出典は本文中に詳しく記してあるので、ここでは省略してある。）

荒木精之，『相撲道と吉田司家』，相撲司会，1959（S34）。

池田雅雄，『大相撲ものしり帖』，ベースボール・マガジン社，1990（H2）。

金指基，『相撲大事典』，現代書館，2002（H13）。

木村庄之助（20代，松翁），『国技勸進相撲』，言霊書房，1942（S17）。

酒井忠正，『日本相撲史』（上・中），ベースボール・マガジン社，1956（S31）／1964（S39）。

塩入太輔（編），『相撲秘鑑』，巖々堂，1886（M19）。

『相撲』編集部，『大相撲人物大事典』，ベースボール・マガジン社，2001（H13）。

立川焉馬撰，『角觥詳説活金剛伝』，1828（文政11年）。

立川焉馬作，『当世相撲金剛伝』，1844（天保15年）。

立川焉馬作，『相撲改正金剛伝』，1847（弘化4年）。

根間弘海，『大相撲行司の軍配と空位』，専修大学出版局，2017（H29）。

根間弘海，『大相撲立行司の名跡と総紫房』，専修大学出版局，2018（H30）。

肥後相撲協会（編），『本朝相撲之吉田司家』，1913（T2）。

常陸山谷右衛門，『相撲大鑑』，常陸山会，1914（T3）。

福田源三郎（編），『越前人物志（中・下巻）』，1910（復刻版，1972），思文閣。

松木平吉（編），『角觥金剛伝』，大黒屋，1885（M18）。

水谷武（編），出羽海谷右衛門（述），『最近相撲図解』，岡崎屋書店，1918（T7）。

吉田長孝，『原点に還れ』，熊本出版文化会館，2010（H22）。